

仮設物等の設置禁止区域（ビスタ軸・芝生地）

【別紙 1】

ビスタ軸上 及び 芝庭広場芝生地には、原則として仮設物の設置ができません。
但し、「にれのき広場」及び「噴水広場」のビスタ軸部分へのテーブル・椅子等の設置については、ビスタ軸の視線を阻害しない範囲（にれのき広場：高さ2.1m以内、噴水広場：高さ2.5m以内）で、尚且つ配置などの要件を満たす場合のみ可能です。

（詳細は、別紙 2「ビスタ軸上（にれのき広場・噴水広場）の椅子・テーブル等の配置について」参照）
なお、芝生地については、占用区域外となるため、主催者によるシートの設置もできませんが、通気性の良いシートを貸し出す場合はこの限りではありません。



ビスタ軸の幅（噴水の中心から片側 10 メートルずつ計 20 メートル幅）

※ビスタ（日比谷公会堂から小音楽堂への見通し）

